

大分市自治基本条例検討委員会  
第6回市民参加・まちづくり部会

平成22年3月31日(水)9時30分から  
大分市役所 議会棟3階 第3委員会室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 項目の検討について

(2) 第11回全体会への提出議題について

(3) その他(次回開催日程等)

## 1.【都市内分権】【地域自治区】について

【都市内分権】 出典：相模原市における都市内分権に関する研究最終報告書(H17.3)より抜粋

本報告書では、「市民がより満足できるまちを目指し、都市の内部において、分権を進めて、市民と行政が協力してまちづくりを進める上での効果的・効率的な仕組みづくりをすること」と定義している。具体的には、市民が主体的に、身近な地域の課題の抽出と解決に向けて取り組むことのできる仕組みづくりや、その仕組みに的確に対応し、身近で総合的な行政サービスを提供する拠点としての地域行政体制の整備を行う取り組みなどをいう。

【地域自治区】 出典：フリー百科事典『ウィキペディア(Wikipedia)』(地域自治区)より抜粋

地域自治区(ちいきじちく)は、市町村が、その区域内の地域に、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため設置する自治・行政組織の一つ。地方自治法第202条の4以下で規定されるものと市町村の合併の特例等に関する法律第23条以下で規定されるものの2種類がある。

地方自治法上と合併特例法上との違いについて

地方自治法上の地域自治区は、法人格は有せず(合併特例法上は有する)、あくまでも市町村内の組織であり、恒久的なものとなし、設置期間の定めはない

## 2. 地域自治区設定自治体における自治基本条例制定状況について

### (1) 制定状況について

ホームページにて検索(調査)した自治体数

69自治体

内訳：政令指定都市(相模原市含む)19、中核市5、市37、町8

フリー百科事典『ウィキペディア(Wikipedia)』(地域自治区の一覧)を参考とした

その内、自治基本条例を制定している自治体数

17自治体

政令指定都市数	4	(約24%)
札幌市、川崎市、静岡市、北九州市(素案)		
地方自治法上の地域自治区を設定している自治体数	7	(約41%)
豊田市(中核市)、名寄市(素案)、宮古市、花巻市、南相馬市、上越市、飯田市		
合併特例法上の地域自治区を設定している自治体数	6	(約35%)
岐阜市(中核市)、石狩市、奥州市、柏崎市、加賀市、坂井市(素案)		

(2) 「都市内分権・地域自治区」に関する他都市の条例やその考え方等について

政令指定都市の事例

条例名	条文	考え方等
<p>札幌市自治基本条例 (H19.4.1 施行)</p>	<p>条文は、前回(第6回部会)の配布資料をご参照ください</p>	<p>【出典：「自治基本条例」に関する報告書(H17.12)】より抜粋                  条文の考え方等は、前回(第6回部会)の配布資料をご参照ください                  用語説明：まちづくりセンター                  平成16年(2004年)4月1日から、地域のまちづくりに意欲を持つ多様な市民と市の職員が集い、地域の課題を共有し相談し合える場を目指し、市内85ヶ所の連絡所と2ヶ所の出張所をまちづくりセンターへと施設名称を変更しました。<b>住民組織の振興、福祉活動の支援等の従来の業務に、住民組織等のネットワーク化支援、地区のまちづくりに関する施策等の企画及び推進に係る調整、地域情報の交流及び市政情報の提供等の業務を付加</b>して取り組んでいます。</p>
<p>川崎市自治基本条例 (H17.4.1 施行)</p>	<p>(区および区役所の設置)                  第19条 市に、本市の区域を適正な規模の区域に分けて、<b>身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くため、それぞれの区域を単位として区を設け、区役所を置きます。</b>                  (区長の設置及び役割)                  第20条 それぞれの区役所にその長として区長を置き、区長は、区役所における事務を処理します。                  2 区長は、前条に定める区及び区役所の設置目的を達成するため、次に掲げる役割を担います。                  (1) 区における課題を的確に把握し、参加及び協働により、その迅速な解決に努めること。                  (2) 区における<b>便利で快適な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供</b>するよう努めること。                  (3) 区における市民活動を尊重した上で、<b>その活動に対する支援</b>に努めること。</p>	<p>【出典：川崎市自治基本条例逐条解説書】より抜粋                  (第19条)                  自治の基本理念において市民が地域社会の課題を自ら解決していくことを基本としていることから、区・区役所は、<b>これまでの地域における行政サービスの総合窓口としての拠点であるだけでなく、地域社会の課題を解決するための市民の参加と協働の拠点としての機能が必要とされています。</b>                  (第20条)                  (略)                  1号と2号に規定する役割は、区の設置目的に直接関係し、区民とともに暮らしやすい地域社会の実現に寄与するものです。3号に規定する役割は、この条例で自治の基本理念とする<b>地域社会の課題を市民自らが解決するための活動に対する支援</b>に努めることを指します。</p>
<p>静岡市自治基本条例 (H17.4.1 施行)</p>	<p><u>特に規定なし</u></p>	<p>【出典：静岡市自治基本条例解説書(H17.4)】より抜粋  <u>前文において「地域主権の精神」という言葉を使用</u>                  用語解説：地域主権の精神                  国から地方へ権限を移す「地方分権」より一歩進んで、<b>地方自治体の主体性をより重視し、「地域のことは、地域で考え、地域で実行する」という地方自治の実現を目指す前向きな姿勢</b>をいいます。</p>
<p>北九州市自治基本条例 (素案)</p>	<p>【出典：北九州市自治基本条例検討委員会最終報告(H21.6)】より抜粋  <u>最終報告における、「検討委員会として条例に盛り込むべきと考えた内容」から抜粋</u>                  (第6章コミュニティ 2 コミュニティ活動における市の役割)                  (略)                  (2) 市は、<b>区役所を拠点として、コミュニティ活動の支援を行うものとする。</b>                  (3) 区長は、市民によるコミュニティ活動が相互に連携し、円滑に行われるよう努めなければならない。                  (4) 市長は、区長が前項に定める役割を果たすことができるよう<b>必要な組織、機能等の整備及び予算の確保</b>に努めなければならない。                  (略)</p>	<p>【出典：北九州市自治基本条例検討委員会最終報告(H21.6)】より抜粋                  ・市は、区役所を拠点として、コミュニティ活動を支援するものとします。<b>地域の情報が集まり、コミュニティにとって身近な存在である区役所を拠点とすることが適切</b>であると考えます。                  ・区役所におけるコミュニティ活動の支援にあたっての区長の責務を定めます。区長は、市民によるコミュニティ活動が、相互に連携し、円滑に行われるよう努める責務を負っています。                  ・市長は、区長がコミュニティ活動の支援を効果的に実施できるよう、<b>区の組織や機能、財政面で区長をサポートする責務を定めます。</b></p>

地方自治法上の地域自治区を設定している自治体の事例

条例名	条文	考え方等
豊田市 まちづくり基本条例 (H19.4.1 施行)	(都市内分権の推進) 第17条 市は、市民による自治を拡充し、共働によるまちづくりを推進するため、地域の住民の意思を市政に反映するとともに、地域のことは地域の住民が自ら考え実行するための施策を講じます。 (地域自治区の設置) 第18条 市は、都市内分権を推進するため、別に条例で定めるところにより、 <b>市長の権限に属する事務の一部を担い地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する</b> 地域自治区を設置します。	【出典：豊田市まちづくり基本条例の考え方(H17.10)】より抜粋 (第17条) 住民に身近な地域の課題については、本庁集中型で処理することに留まらず、地域のことを最もよく知っている住民が自ら考え、対処できるようにする意図の規定です。 <b>本庁の権限の一部を支所に委ね、住民の意思がより反映される施策を講じます。</b> (第18条) 地方自治法第202条の4の地域自治区の設置を定めます。地域自治区を構成する事務所及び地域協議会(地域会議)の設置等は、地域自治区条例で定めます。 <u>合併協議会における都市内分権の取り扱いについて</u> 1)住民自治の強化や行政と住民との共働を推進するため、地域自治区を設置 2) <b>地域自治区の機能は、住民の意向の反映、行政と住民等との共働による地域づくりの場、従来の支所・出張所機能</b> 3)地域自治区には、地域会議(地域協議会)と事務所を設置 4)地域自治区の設置については、合併協議によって定め、合併後に条例に基づき設置
名寄市自治基本条例 (素案)	<u>特に規定なし</u>	
宮古市自治基本条例 (H20.7.1 施行)	(コミュニティ) 第9条 市民、市議会及び市の執行機関は、まちづくりにおいてコミュニティの果たす役割を認識し、コミュニティを守り育てよう努めるものとする。 2 市の執行機関は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重するとともに、 <b>その活動を支援することができる。</b>	【出典：宮古市自治基本条例(逐条解説書)】より抜粋 (略) また、市民の自主的な活動である自治会等コミュニティについて条例で定めることはできませんが、第2項により <b>市の執行機関がこれまで同様に自治会やその他のコミュニティを支援</b> することができる規定を盛り込みました。
花巻市 まちづくり基本条例 (H20.4.1 施行)	<u>特に規定なし</u>	
南相馬市自治基本条例 (H20.4.1 施行)	(地域自治の推進) 第27条 市民及び市は、市民自治の充実を図るため、地域の主体性を尊重し、特性を生かすとともに、お互いに補完し合う、地域分権に基づく地域自治を推進します。 (地域自治区の設置) 第28条 市は、地域自治の充実を図るため、 <b>市長の権限に属する事務の一部を担い、地域住民の意思を市政に反映させつつ、これを処理する</b> 地域自治区を設置します。 2 地域自治区の設置に関して必要な事項は、別に定めます。	【出典：南相馬市自治基本条例(市民説明会用資料)(H20.2)】より抜粋 (第27条) 合併の理念を踏まえ、本市の市民自治の充実のための基本的な仕組みである地域分権に基づく地域自治について基本条例に位置付けました。 (第28条) 地域自治の充実と合併の理念を具現化するため、本市の特性となる地域自治の仕組みとして設置する地域自治区について基本条例に位置付けました。
上越市自治基本条例 (H20.4.1 施行)	<u>条文は、前回(第6回部会)の配布資料をご参照ください</u>	<u>条文の考え方等は、前回(第6回部会)の配布資料をご参照ください</u>
飯田市自治基本条例 (H19.4.1 施行)	(地域自治の推進) 第12条 市は、地域の特性と自主性が生かされた、個性豊かで魅力ある地域のまちづくりを推進するため、自治の基本原則に基づき、分権によるまちづくりの仕組みを目指します。 (地域自治区) 第13条 市は、市民に <b>身近な事務事業を市民の意見を反映させて処理するとともに、地域の自治を促進するため、法律に基づく地域自治区を設け</b> ます。 2 地域自治区に置かれる地域協議会は、地域の住民により構成され、地域の意見を調整し、協働によるまちづくりを推進します。	【出典：飯田市自治基本条例概要版】より抜粋 (第12条、第13条の説明) 分権によるまちづくりを目指す飯田市の地域自治組織は、第13条の地域自治区と第14条のまちづくりのための委員会等を含めたものです。 <b>地域自治区は、身近なところで事務を処理する機能、住民の意向を反映させる機能、行政と住民や地域の諸団体等が協働して担う地域づくりの場としての機能を有するものですが、</b> 地域自治区の設置と同時に、それぞれの地域で新たな地域自治を構築する取組みが進められています。こうした <b>地域の自治活動基盤強化の取組み</b> が行われていることが、本市の地域自治組織の特徴です。

合併特例法上の地域自治区を設定している自治体の事例

条例名	条文	考え方等
<p><b>岐阜市</b> 住民自治基本条例 (H19.4.1 施行)</p>	<p>(まちづくりに関する協議会等) 第15条 市長等は、地域を構成する市民と緊密な関係にあり、地域の特性を生かしたまちづくりを担うコミュニティの活動を尊重するものとする。 2 市長等は、コミュニティが地域のまちづくりを主体的に進めるために、まちづくりに関する協議会を設ける場合は、<b>必要に応じてこれを支援するものとする。</b> 3 市長等は、より活力と魅力及び自治の精神にあふれるコミュニティの形成に向けて、コミュニティ相互の協働、交流及び連携の促進に努めるものとする。</p>	<p>【出典：岐阜市住民自治基本条例解説】より抜粋 地域自治区 (略) それには、基礎的単位である自治会連合会のまちづくりを尊重する一方、<b>「自治的地域コミュニティ」の形成や、そのネットワーク化・広域化を支援・促進</b>することが必要です。地域自治区の形成に当たっては、これらを念頭に置きながら、対象範囲や組織などの制度設計を行うことが大切です。さらに、<b>地域自治区内では、必要に応じて基礎的単位である地域コミュニティへの「地域内分権」を進めることも想定</b>されます。 用語解説：自治的地域コミュニティ 能動的にまちづくりの課題の発見に努め、継続的にまちづくりに主体的に取り組むコミュニティをいい、そのために必要な機能と仕組みを有する組織を言います。 用語解説：都市内分権 地域と市が協働のまちづくりを推進するため、お互いの役割を確認し合い具体的に<b>「自治的地域コミュニティ」の役割・権限を明確化すること、及び地域のまちづくりに対応して総合行政の展開を図るために必要となる機能を地域に密着して発揮するために行政内の分権を進めること、の両者</b>をあわせて言います。</p>
<p><b>石狩市</b> 自治基本条例 (H20.4.1 施行)</p>	<p>(協働によるまちづくりの推進) 第24条(略) 3 市は、まちづくりを目的として主体的に活動する市民の自主性及び自立性を尊重するとともに、<b>必要な支援を行うことができる。</b></p>	<p>【出典：石狩市自治基本条例解説】より抜粋 (第3項) 市は協働のまちづくりを進める上においても、協働を担う市民の自主性や自立性を損なわないようにしなければなりません。それと同時に、これらの担い手の状況によっては、<b>さまざまな形で支援を行うことも必要</b>になってくるため、このように規定しています。<b>この場合の支援は金銭的なものに限らず、情報の発信や提供、人材育成、活動のための環境づくりなど</b>さまざまなパターンが考えられます。</p>
<p><b>奥州市</b> 自治基本条例 (H21.10.1 施行)</p>	<p>(地域コミュニティ) 第23条 市民は、住みよい地域社会をつくり、維持していくため、<b>地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により構成された基礎的な集まり(以下「地域コミュニティ」という。)を基本</b>とし、様々な地域における課題の解決に向けて主体的に行動するものとする。 2 市は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重するとともに、<b>その活動を促進するために必要な措置を講じるものとする。</b></p>	<p>【出典：奥州市自治基本条例に関する逐条解説書(H21.3)】より抜粋 市民の権利である安全で安心なまちづくりを推進するためには、<b>そこで暮らす市民が組織する基礎的な集まり(例 町内会、自治会等)が重要な役割を担います。</b>児童、生徒たちの通学時における安全確保や、独居老人への見守り体制の構築、災害発生時の救助活動など、住みよいまちをつくるために旧来からの住民組織である町内会や自治会等に期待されることはとても大きいと考えます。また、地域の固有課題について、地域住民同士で話し合い、解決に向けて協力して行動するとともに、必要な場合には市や関係機関等へ対応を求めることなども、この基礎的な集まりが基本となるものです。 第1項では、<b>この基礎的な集まりを地域コミュニティと定義</b>し、それがまちづくりにおいて<b>重要な「担い手」</b>であることを確認しています。 第2項は、市長をはじめとする市の執行機関は、この地域コミュニティが担っている役割を理解し、そして尊重しながら、<b>その活動に必要なと考える施策や事業を行っていく</b>ことを規定しています。</p>
<p><b>柏崎市市民参加のまちづくり基本条例</b> (H15.10.1 施行)</p>	<p><u>特に規定なし</u></p>	
<p><b>加賀市</b> まちづくり基本条例 (H20.4.1 施行)</p>	<p>(コミュニティ活動) 第13条 (略) 2 市は、前項に規定する市民の自主的な地域におけるコミュニティ活動の役割を尊重しながら、適切な施策を講じなければならない。 3 市は、市民による自主的なまちづくり活動を促進するため、<b>情報の提供、相談、技術的支援その他必要な措置を講ずるものとする。</b></p>	<p><u>解説書などは、ホームページで検索するも不明</u></p>
<p><b>坂井市</b> まちづくり基本条例 (素案)</p>	<p>(地域自治の推進) 第26条 市は、市民自治の充実を図り、地域の特性と主体性が活かされた個性豊かで活力のある地域社会の実現を図るため、地域自治を推進する。 (地域自治区の設置) 第27条 市は、地域自治の推進を図るため、<b>市長の権限に属する事務を分掌させ、地域住民の意見を反映させつつこれを処理する地域自治区を設置</b>する。 2 地域自治区の設置に関して必要な事項は、別に定める。</p>	<p>【出典：坂井市まちづくり基本条例に関する提言書(H22.2)】より抜粋 (第26条) それぞれの地域が有する地理的、歴史的特性を共有し、それを活かした個性豊かで活力ある地域社会を実現していくためには、「住民に身近な課題はできるだけ住民の近いところで解決すべき」という地方分権の考え方のもと、市民が身近な地域の共通課題や将来の地域づくりのあり方を議論し、その方向性を決定していく市民自治の充実を図ることが必要です。 このためには、地域、市民の意思と責任に基づいて市政運営が行われる基本的な仕組みである地域自治を推進していくことが重要です。 (第27条) (略) 合併に際し、地域住民の身近な声に対応できるきめ細かなまちづくりの推進、住民参画による住民主体のまちづくりの推進を図ることを目的に、4町の区域ごとに地域自治区を設置することとしました。 地域自治区は、<b>市の事務を分担し、地域住民の意見を反映させながら分担事務を処理</b>します。言い換えると、<b>身近な行政サービスの総合的な提供と市民と市の協働によるまちづくり</b>の推進を担っていきます。 (略)</p>

参考：法律上の地域自治区を設定していない自治体の条文やその考え方等について

条例名	条文	考え方等
<p>名張市自治基本条例 (H18.1.1 施行)</p>	<p>(地域づくり) 第34条 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域においてコミュニティ活動を行う組織として、別に条例で定めるところにより、地域づくり組織を設置することができる。 2 地域づくり組織は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら地域づくりを行うものとする。 3 市は、地域づくりの活動に対して必要な支援を行うことができる。 4 市は、各種計画の策定や政策形成に当たっては、地域づくり組織の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。 5 市は、地域づくり組織の意向により、事務事業の一部を当該組織に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>【出典：名張市自治基本条例(本文と解説)】より抜粋 地域の資源を活かした個性豊かな地域づくりの活動を、住民が主体となって行っていくためには、<b>地理的条件など地域特性を共有する小学校区単位や地区公民館単位を基本</b>に、複数の基礎的コミュニティがまとまり、一定の規模をもって活動することが必要です。このため、【ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例(平成15年条例2号)】に基づき、14の組織が設立され、住民による地域づくりの活動が行われています。 地域づくり組織に関する詳細事項は、十分な検討や調整を行ったうえで、【(仮称)地域づくり組織条例】として、自治基本条例の施行までに制定します。 組織は、当該地域の住民のほか、当該地域と関わりのある市民(事業者、各種団体等を含む)に開かれたものとし、市は、組織に対し、<b>地域交付金の交付や推進チームの派遣、活動拠点施設の整備など必要な支援</b>を行います。 市は、総合計画をはじめとする市の計画策定や、施策・事業の推進にあたっては、地域づくり組織が策定した地域の計画(地域ビジョンなど)との整合に最大限配慮するとともに、組織の意見等を尊重することを規定しています。 市は、それまで市が行ってきた<b>地域内の公共施設の管理や、地域住民に対する公共サービス提供等について、組織から求めがあった場合には、できる限り組織が市に代わって行えるよう配慮</b>します。この場合、<b>サービス提供等に係る経費を組織に支払うなど必要な措置を講じるもの</b>とします。</p>
<p>池田市みんなで作るまちの基本条例 (H18.4.1 施行)</p>	<p>(コミュニティ) 第10条 コミュニティとは、市民が互いに助け合い安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的に結ばれた組織をいう。 2 執行機関等は、<b>コミュニティによるまちづくりを支援するもの</b>とする。 3 市民、市議会及び執行機関等は、コミュニティの役割を認識し、尊重しなければならない。</p>	<p>【出典：池田市みんなで作るまちの基本条例条文と解説】より抜粋 地域を構成する市民がお互いに助け合い、支え合い、いきいきと暮らすことのできるコミュニティの形成は地域にとって大切なことです。行政だけでは解決できない地域の多様な課題を地域の市民同士の自主的な活動や執行機関等との協働を通じ解決することが、まちづくりの基本であるとの考え方により、<b>コミュニティをまちづくりの主体として位置づけて</b>います。 執行機関等は、コミュニティによるまちづくり活動を様々な方法で支援します。<b>コミュニティの組織作りを支援し、情報提供、人材派遣、相談、コミュニティ間どうしでの調整等</b>を行います。 自治会やNPOなど様々な結びつきは一人ひとりを生き生きとさせ、また、一人で解決できない課題をサポートする役割を果たします。市民同士の様々な活動が存在し、市民、市議会及び執行機関等が互いにその活動を尊重し合うことが自主性や自立性を高めるものと考えます。</p>
<p>松阪市自治基本条例 (素案)</p>	<p>(都市内分権の推進) 第14条 市長は、都市内分権の推進の観点から、市域において、<b>それぞれの地域が地域の特性を活かしたまちづくりを推進できるような市域をいくつかの区域に区分</b>する。 2 市は、前項の区域ごとに、<b>権限及び予算の執行権その他必要な拠点としての機能を整備</b>するとともに、住民協議会と協働する等の方法により、積極的に地域の課題の解決に取り組むものとする。</p>	<p>【出典：松阪市自治基本条例審議会中間取りまとめ(H21.11)】より抜粋 第1項では、都市内分権を進める観点から、<b>地域の住民に近いところで物事が決定し、課題に対して素早い解決が可能</b>のように、<b>その地域に合った創意工夫をしたまちづくりが展開できるような市域をいくつかの区域に区分</b>することを規定しています。 次に、第2項において、その区域ごとに<b>本庁の機能のうち地域にあった方が良いと考えられる機能を権限とともにもった拠点機能を整備</b>することを規定しています。この拠点機能を活用することにより住民協議会と市とは協働するなどの方法により地域課題の解決を積極的に行っていくようになります。 なお、この拠点としての機能については、現在ある4つの地域振興局の中に設置するとともに、面積が広く人口も多い本庁管内においても検討されるべきです。ただし、この場合、必ずしも建物などを新設するというやり方ではなく、既存の施設の活用と数人の職員の配置などの工夫によって、安価に整備できることが可能であると考えられます。そこで、地域振興局に加えて本庁管内においても拠点としての機能を整備し本市の都市内分権を進めることができる表現としています。</p>
<p>明石市自治基本条例 (素案)</p>	<p>(地域コミュニティ) 第17条 市民は、地域の多岐にわたる課題に総合的に対応するための組織(以下「協働のまちづくり推進組織」という。)を設立し、地域コミュニティとして協働のまちづくりを推進する。 2 協働のまちづくり推進組織が担う<b>まちづくりの基本的な単位は、小学校区</b>とする。 (協働のまちづくりの拠点) 第19条 <b>小学校区コミュニティ・センターを協働のまちづくりの拠点として位置付け</b>、市民と市、市民同士が地域等の情報を共有する場又は地域自らが地域のまちづくりを考え実践する場、市民と市が協働するための場等まちづくりの場とする。</p>	<p>【出典：「明石市自治基本条例」についての基本的な考え方(提言書)(H21.8)】より抜粋 検討委員会の考え方 (略)地域コミュニティの組織の形は、地域によって様々であってよいと考えていますが、全市域において「協働のまちづくり推進組織」を立ち上げるべきと考えます。また、名称についても統一すべきと考えています。 上記の役割と運営、団体間の協働に関する基本的なルールが遵守された組織であることが重要だと考えています。 地域コミュニティの組織づくりや地域コミュニティと市との協働の取組みを考えた場合、<b>小学校区コミュニティ・センターを協働のまちづくりの拠点の一つとして位置付け</b>、まちづくりの場、情報共有の場として、(略) 検討過程における意見・考え方 委員や市民からは、<b>市の行政機能の一部や財源を移譲した地域自治組織に向けた方向を目指すべきだ</b>との意見がありました。検討委員会では議論をしましたが、<b>目指すべき地域コミュニティ政策のあり方について、結論を得ることはできませんでした。</b></p>

## 「市民参加・まちづくり部会」検討項目における条文案(たたき台)

## 検討項目 : 市政への住民参画

## 【条文案】

(市政への市民参画)

第 条 市は、市民参画に関する市民の権利を尊重しなければならない。2 市は、市民参画に関する市民の権利が容易に行使されるようにするための仕組みを整備するとともに、その周知を図るものとする。

## 【考え方等】

- ・市政への参画を広い範囲で捉えるため、「住民参画」を「市民参画」と表記しました。
- ・第1項は、「市民総参画の原則」に基づき、市民の参画する権利を尊重することを市の強い義務としました。
- ・第2項は、市民の主体的な参画を促すためにも、市民参画に関する仕組みを、市民が分かりやすく、また利用しやすい仕組みとして整備し、併せてその内容等の周知を図ることを市の訓示的な義務としました。

《参考とした条例：上越市自治基本条例(市民参画)第33条》

## \* 「市民」の定義について

理念部会での議論：「市民の定義」は、限りなく広い範囲で捉える。

市民部会での議論：「市民の定義」を、「市内に住所を有する人」「市内で働く人」「市内で学ぶ人」と大きく定義し、この中には、団体や事業者も「働く人」に含むとして広い範囲で「市民」を捉えることとした。

## \* 「市民総参加の原則」について

理念部会での議論経過：性別、年齢を問わず、全ての市民がまちづくりに参加する

## 【部会での意見等】

条文化に関しては、特になし

「住民参画」と「協働」について、項目を一つにまとめるという考え方もあるのでは。

「住民参画」は、市民意見をどう市政に反映させるかということであり、「協働」は、あくまでも住民が主体性を持ってまちづくりを行うなど、そうした行動の指針を表すことになるのは。

## 【課題等について】

他都市の事例では、「青少年・子ども」の参画(札幌市、熊本市)を規定しているものがあるが、どうするか？

また、仮に規定する場合は、この条文に謳い込むのか？、別条文とするのか？

「市民参画」を定義付けについて、どうするか？

「市政への市民参画」と「市民協働の推進」の項目を一つにまとめるかどうか？

語尾の表現をどうするか？(このままで良いか？)

検討の際の参考：「～しなければならない。」(強い義務)「～するものとする。」(弱い・訓示的な義務)

「～努めなければならない。」(努力義務)「～努めるものとする。」(弱い努力義務)

## 検討項目：付属機関等（審議会等）について

### 【条文案】

（付属機関等）

第 条 市は、法令に基づき設置する付属機関のほか、必要に応じて市に対する提言、報告等を行う懇話会などを設置するものとする。

2 市は、付属機関等の委員については、見識を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めなければならない。

3 市は、付属機関等の会議の公開に関することは、別の定めるものとする。

### 【考え方等】

- ・ 地方自治法での表記の基づき、「付属」を「付属」と表記しました。
- ・ 第1項は、法的に設置する「付属機関」のほか、市政運営に対する意見交換（聴取）等を行うために懇話会などを必要に応じて設置することを市の訓示的な義務としました。
- ・ 第2項は、付属機関等の委員は、専門的な知識等を有している人を選任することはもちろんですが、市政への市民参画の権利を保障する観点から、公募等により市民の幅広い層からも選任することを規定しました。ただし、法的に委員の構成が定められている場合や、高度な専門性を対象とする場合など、設置された付属機関等の性質によっては公募にじまないことが考えられるため、市の努力義務としました。
- ・ 第3項は、「付属機関等」の会議の公開については、別の定めによることを市の訓示的な義務としました。

《参考とした条例：熊本市自治基本条例（審議会等）第19条》

### 【部会での意見等】（抜粋）

審議会等の公開について、原則的な位置づけをする必要がある。

### 【課題等について】

他都市の事例では、男女の構成比への配慮（上越市）を謳ったものがあるが、どうするか？

語尾の表現をどうするか？（このままで良いか？）

検討の際の参考：「～しなければならない。」（強い義務）「～するものとする。」（弱い・訓示的な義務）

「～努めなければならない。」（努力義務）「～努めるものとする。」（弱い努力義務）

## 検討項目：住民の意思の表明（パブリックコメント）

### 【条 文 案】

（パブリックコメント）

第 条 市は、重要な政策等の策定に当たっては、事前にその案を公表し、広く市民の意見を求めなければならない。

2 市は、前項の規定に基づき**市民から提出された意見を考慮して意思決定を行う**とともに、その意見に対する考え方を公表しなければならない。

### 【考 え 方 等】

- ・第1項は、市政運営における重要な政策や計画等の策定に際して、パブリックコメントの実施を市の強い義務としました。
- ・第2項は、パブリックコメントの手続きにより**提出された意見について、意思決定の際に考慮することやその意見に対する市の考え方を公表することを市の強い義務としました。**なお、パブリックコメントの一連の手続きについては、「大分市市民意見公募手続実施要綱」（H17.8.1 施行）（広聴広報課）により実施します。

《参考とした条例：上越市自治基本条例（パブリックコメント）第22条》

### 【部会での意見等】（抜粋）

現在も既に取り組んでいるが、**表明された意思にどう取り組んでいくのかということ**が、条例の中にどのように活かされるかが課題である。

### 【課題等について】

第2項で「市民から提出された意見を考慮～」としているが、「考慮」と「尊重」、どちらを使用するか？  
語尾の表現をどうするか？（このままで良いか？）

検討の際の参考：「～しなければならない。」（強い義務）「～するものとする。」（弱い・訓示的な義務）

「～努めなければならない。」（努力義務）「～努めるものとする。」（弱い努力義務）

## 検討項目 : 住民投票

### 【条 文 案】

(住民投票)

第 条 市は、市政に関する重要な事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができるものとする。

2 市は、前項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重するものとする。

3 住民投票の実施に関し必要な事項は、**事案ごとに条例で定めるものとする。**

### 【考 え 方 等】

- ・第1項は、住民に重大な影響を及ぼす市政に関する重要な事項について、直接、住民投票により住民の意思を確認することができることを市の訓示的な義務としました。
- ・第2項は、住民投票の結果について尊重することを市の訓示的な義務としました。**なお、一般的に「住民投票の結果」については、「法的拘束力が無い」ものとされています。**
- ・第3項は、住民投票の内容（手続き、投票資格要件など）については、その事案ごとに適切に設定すべきと考え、**個別設置型の住民投票を市の訓示的な義務としました。**

《参考とした条例：高松市自治基本条例（住民投票）第21条》

### 【部会での意見等】(抜粋)

名称として「住民投票」が良いのか「市民投票」が良いのか、また、どのように規定するのか又は規定しないのか。  
**「住民投票」を項立てするのであれば、(個別)条例は別途定めるという記載方法が良いのでないか。**

### 【課題等について】

項目(と名称)を「住民投票」と「市民投票」、どうするか？(投票資格要件の観点からの議論も必要か？)

他都市の事例では、常設型として(上越市)を謳ったものがあるが、どうするか？

「住民投票法案策定へ 条例を自治体に義務付け」(H22.1.31 毎日新聞)との報道があるが、法が制定された場合(早ければ次期臨時国会に法案を提出し、成立を目指すとのこと)の対応について、どうするか？

語尾の表現をどうするか？(このままで良いか？)

検討の際の参考：「～しなければならない。」(強い義務)「～するものとする。」(弱い・訓示的な義務)

「～努めなければならない。」(努力義務)「～努めるものとする。」(弱い努力義務)

## 検討項目 : 情報共有・説明責任

### 【条 文 案】

(情報共有及び説明責任)

第 条 市は、市政に関する情報を、適切な情報伝達手段により、積極的に市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。

2 市は、政策等の立案、実施、評価及び見直しの各過程において、市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。

3 市は、**市民からの政策等に関する意見、要望、苦情等については、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するよう努めなければならない。**

### 【考 え 方 等】

- ・第1項は、市政に関する情報を、「大分市情報公開条例」に基づくものだけでなく、市報やホームページ、パンフレットなど適切な情報伝達手段により、積極的に市民に提供して、市民との情報の共有を図っていくことを市の努力義務としました。
- ・第2項は、市政運営(市長)は市民から信託されているという観点から、市民に対する説明責任は当然の義務(道義的責任、ただし個人や特定の者の利益等につながる場合は除く)であるため、市政運営に関する情報を市民に分かりやすく説明することを市の努力義務としました。
- ・第3項は、**市民から寄せられた意見、要望、苦情等に対する対応を市の努力義務としました。**

《参考とした条例：高松市自治基本条例(情報の共有)第14条、(説明責任等)第27条》

### 【部会での意見等】(抜粋)

市民の側からの情報に対する要望についての対応を条文化できないか。

説明責任と応答責任をセットで考えるべきであり、基本条例という性格から、具体論をある程度考え理解したうえで、条文を検討していく必要がある。

### 【課題等について】

項目を(情報共有)と(説明責任)の2つに分けるかどうか?

語尾の表現をどうするか?(このままで良いか?)

検討の際の参考:「~しなければならない。」(強い義務)「~するものとする。」(弱い・訓示的な義務)

「~努めなければならない。」(努力義務)「~努めるものとする。」(弱い努力義務)

## 検討項目：協働の推進

### 【条文案】

(市民協働の推進)

第 1 条 市民及び市は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、市民協働によるまちづくりに取り組むよう努めなければならない。

2 市は、市民協働の推進に当たっては、市民の自主性及び自立性を損なわないよう配慮しなければならない。

### 【考え方等】

- ・「大分市市民協働基本指針」を作成しているため、「協働」を「市民協働」と表記しました。
- ・第 1 項は、まちづくりの取り組みは、関係者が目的と情報を共有して、役割分担を話し合うなどの相互理解と信頼関係の上で行うものと規定しました。ただし、「責務をおわせるものではない」という観点もあるため、市民及び市の努力義務としました。
- ・第 2 項は、一方的な市民協働にならないように、市民の自主性及び自立性への配慮を市の強い義務としました。

《参考とした条例：熊本市自治基本条例（協働の原則）第 29 条》

\* 「協働」の定義について

理念部会での議論：市民、議会、行政が対等の立場で各々の役割分担のもと、共通の課題解決に取り組むことを言う。

### 【部会での意見等】(抜粋)

「協働」というのは、あくまで手段であって目的ではないので、条例に謳うのであればきちんと定義付けされれば問題ない。「協働のまちづくり」という概念そのものは、市政の重要な取り組み課題の一つとして、今後も推進していかなければならないと考える。

「協働」は、結局は行政と一般市民が同じ横の列に並んで手をつないでいくという、簡単な意味合いで良いのでは。

「協働」は、言葉だけの問題ではなく、実際の行動において「責務を負わせるものではない」という、この立場をしっかりと踏まえておかないといけないため、定義付けの際には、このことに関する表現をしっかりと押さえる必要がある。

「住民参画」と「協働」について、項目を一つにまとめるという考え方もあるのでは。

「住民参画」は、市民意見をどう市政に反映させるかということであり、「協働」は、あくまでも住民が主体性を持ってまちづくりを行うなど、そうした行動の指針を表すことになるのでは。

### 【全体会での市長発言】

「協働」というのは、「日本一きれいなまちづくり」に代表されるように、行政だけでできるものでもなく、また、行政が市民に責務を負わせてするものでもない。

市民と行政が共に汗を流しながら、誇りあるまちをつかっていくという想いを共有することが「協働」であると位置付けている。また、そういう想いは、市民の間にも定着していると理解している。

### 【課題等について】

項目（と名称）を「協働」と「市民協働」、どうするか？

「市政への市民参画」と「市民協働の推進」の項目を一つにまとめるかどうか？

語尾の表現をどうするか？（このままで良いか？）

検討の際の参考：「～しなければならない。」(強い義務)、「～するものとする。」(弱い・訓示的な義務)

「～努めなければならない。」(努力義務)、「～努めるものとする。」(弱い努力義務)

## 検討項目：都市内分権・地域自治区

### 【条文案】

(都市内分権)

第 条 市は、市民協働によるまちづくりを推進するために、**地域のことは地域に関係する住民が考え、責任を持って課題を解決することができる体制づくりなど**、都市内分権の実現に向けた取り組みを推進するよう**努めなければならない**。

(地域コミュニティ)

第 条 市は、**それぞれの地域に関係する市民によって構成される地域コミュニティ**との協働により、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するものとする。

2 市は、地域における課題について、地域コミュニティの意向を把握するとともに、地域コミュニティにおける合意形成を支援し、その合意された意見を市政に反映させるよう努めるものとする。

3 市は、複数の地域に関する課題について、関係する地域コミュニティの調整が図られるよう必要な支援をするものとする。

### 【考え方等】

(都市内分権)

・市民協働によるまちづくりを推進するためには、**地域が一定の権利等を担った上で責任ある地域づくりを行っていくべき、という都市内分権の考え方に基づき**規定しました。ただし、**具体的な内容(市の下ろす権利等や地域の受ける体制など)を確定させるためには、かなりの検討を要するため、現時点では、実現に向けての取り組みを進めていくということを市の努力義務としました。**

《参考とした条例：上越市自治基本条例(都市内分権)第31条》

(地域コミュニティ)

- ・第1項は、地域コミュニティとの協働により、地域特性を活かしたまちづくりを推進すること市の訓示的な義務としました。
- ・第2項は、地域の課題を解決していくために、地域コミュニティの意向を把握し、必要があれば合意形成を支援することや市政へ反映させることなどを市の弱い努力義務としました。
- ・第3項は、広範囲な課題については、関係者と調整が図られるように支援することを市の訓示的な義務としました。

《参考とした条例：札幌市自治基本条例(区におけるまちづくり)第29条》

### 【部会での意見等】(抜粋)

「都市内分権・地域自治」とは、**住民の自発的な意思が尊重され、また、責任を持った中でその活動が担保される、そういうシステムを市域全体のルール**として作ることはないか。

「都市内分権」は、市民に権利と責務を渡していくという意味で、この自治基本条例の基本的な考え方になるのでは。

「都市内分権」について、**どの単位で活動していくのかという視点**がないと、話が前に進まないのでは。

### 【全体会での市長発言】

これからは、**権限なり財源なりを地域に下ろしていくという発想があっても良いのではないかという想い**はある。一方では、**そこに責務も発生してくる。これが一つの「都市内分権」である**と考える。

### 【課題等について】

**地域の活動単位(自治会単位、小学校区単位など)を明確に規定するか?**

語尾の表現をどうするか?(このままで良いか?)

検討の際の参考:「~しなければならない。」(強い義務)「~するものとする。」(弱い・訓示的な義務)

「~努めなければならない。」(努力義務)「~努めるものとする。」(弱い努力義務)